

お客様各位

## 普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習 開催のご案内

労働安全衛生法により、第一種圧力容器を保有する事業所は、ボイラー技士免許又は、化学設備関係第一種圧力容器作業主任者技能講習若しくは、標記の「普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習」を修了したもののうちから、第一種圧力容器作業主任者を選任することが義務付けられております。

当協会では宮城労働局長登録教習機関として、普通第一種圧力容器取扱作業主任者技能講習を下記の日程で開催致しますのでこの機会に是非ご受講頂きますようご案内申し上げます。

### 1. 日程・講習科目 (学科2日 計2日間)

日数	日程		講習時間	講習科目
学科	1日目	8月27日(木)	9:00~17:15	第一種圧力容器の構造に関する知識(5H) 関係法令(2H)
	2日目	8月28日(金)	9:00~16:10	第一種圧力容器の取扱に関する知識(5H) 学科修了試験(1H)

### 2. 受講料・テキスト代 ※(受講料+テキスト代の合計金額になります。)

受講料 (税込)	テキスト代 (税込)
¥ 12,100	¥ 2,373 (非会員) ¥ 2,173 (当協会会員様) ※(会員は年会費・納入事業所様)

### 3. 申込方法 ※(注意:受講料及びテキスト代の当日受付はしていません。)

- ①窓口申込/申込書等に「受講料+テキスト代」(前納)を添えてお申込下さい。
- ②現金書留/申込書等を同封し「受講料+テキスト代」(前納)をお送り下さい。
- ③振込支払/申込書等を郵送し振込先をご案内しますので「受講料+テキスト代」(前納)お振込下さい。

振込先	七十七銀行 県庁支店	※(振込手数料はご負担下さい)
	普通預金 9079955	公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 宮城事務所

- 必要書類 ①申込書(原本) ②写真1枚(サイズ 3.0cm×3.2cm 背景無地)  
③本人確認書類(写)(運転免許証、健康保険証、戸籍抄本、住民票、パスポート)のいずれか1部  
④返信用封筒1通(定形内・宛先記入・切手貼付 ¥404(2名様まで) or ¥460(3名様以上))

※お願い ③の書類については当日、原本確認をしますので必ずご持参下さい。

定員 定員60名(受付状況はお電話にてご確認下さい。)

申込先 〒983-0013 仙台市宮城野区中野四丁目7-19  
公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会 宮城事務所  
電話(022)786-3500 FAX(022)786-3501  
※学科会場については宮城事務所にて開催します。

### 4. 対象設備について \*安全衛生法施行令第1条第5号にあげる第一種圧力容器

- イ. 蒸気その他の熱媒を受け入れ、又は蒸気を発生させて個体又は液体を加熱する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの(内容積5立方メートル以下のもの及びロ又はハに掲げる容器を除く。)
- ロ. 容器内における化学反応、原子核反応その他の反応によって蒸気が発生する容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ハ. 容器内の液体の成分を分離するため、当該液体を加熱し、その蒸気を発生させる容器で、容器内の圧力が大気圧を超えるもの
- ニ. イからハまでに掲げる容器のほか大気圧における沸点を超える温度の液体をその内部に保有する容器(ロ、ハ、ニについては、内容積1立方メートル以下のもの及び化学設備関係第一種圧力容器を除く。)

### 5. 修了証の交付について

所定の全科目を受講し、修了試験に合格されますと最終実技日から換算して5日後に郵送でお送りします。不合格となった方には最終受講日から4日以内に親展文書として通知書をお送り致します。

### 6. 資格の条件等について

- ①年齢18歳未満の方でも受講できます。但し、満18歳までは資格として使えません。

### 7. その他

- (1)お申込後、受講取り消しによる受講料の返金は出来ません。  
但し受講者の変更は出来ますので講習開始1週間前までご連絡下さい。